



平成17年11月2/日

岐阜市長

細 江 茂 光 殿

弁 明 書

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号

石原産業株式会社

代表取締役 田 村 藤 夫

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

国際ビルディング829区

TELEPHONE 03-3212-0841

FACSIMILE 03-3213-6082

代理人弁護士 大 西 昭 一 郎



同 松 村 龍 彦



同 原 澤 三 夏



同 安 藤 知 史



同 神 田 文 浩



## 陳 述 書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令に対する弁明書を提出するにあたり以下のとおり陳述いたします。

1 私は、平成14年6月弊社四日市工場副工場長となり、翌15年4月同工場工場長となりました。私が副工場長となったときには[ ]氏が前任の副工場長として在任しており、生産・技術に関する事項は[ ]副工場長が所掌し、フェロシルトについても、その製造から販売まですべて同氏が所管しておりました。

フェロシルトの改質などに関する販売先との契約書も[ ]副工場長の名で作成されており、私が関与したことはありません。

2 現在、[ ]副工場長の考えで、フェロシルトの製造工程が三重県リサイクル製品としての認定申請の際の工程とは異なった工程で製造されていたことが明らかになってきましたが、私は、副工場長時代、工場長時代を通じてこのような事実を知らされたことはありませんでした。

3 本年6月、フェロシルトを埋立てた場所から6価クロムが検出されて以来、弊社は自主回収の方針を立て、私が担当となって、関係自治体、地権者等のご協力を得ながら、この方針に基づいて回収を進めておりますが、地権者の中には、どのような思惑からか、撤去のみならず土地への立入りさえ拒む方があり、難渋しております。

撤去命令の名宛人がそれらの地権者であれば強制力もあるのかもしれませんが、弊社を名宛人とする命令は、それらの方の協力が得られない以上、実行することができないのではないかと危惧しております。

平成17年11月2/日

石原産業株式会社

常務取締役

字 藤 正 義 [ ]

厚情 発行 為 計 画 書

亀山市長

様

平成13年 月 日

手印

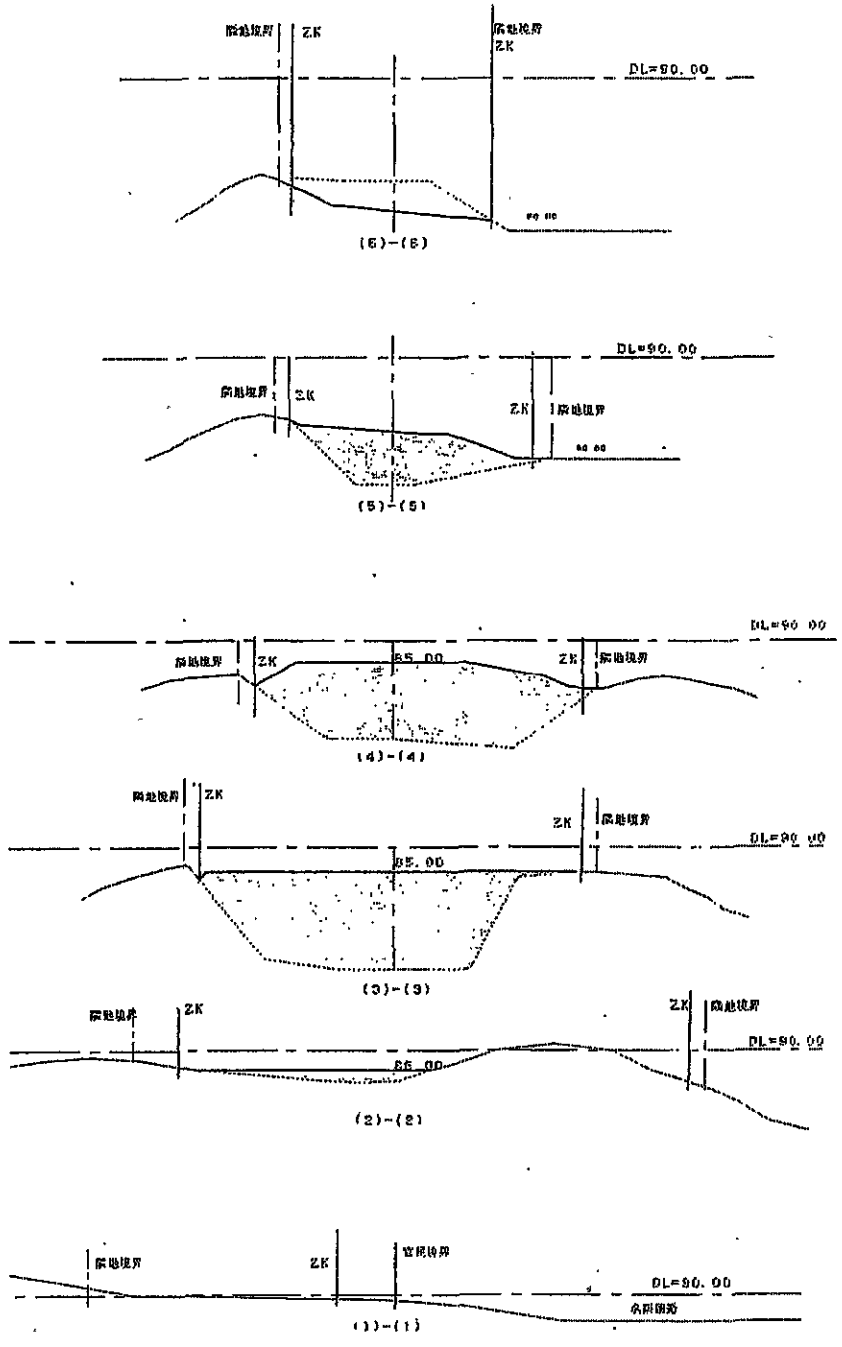
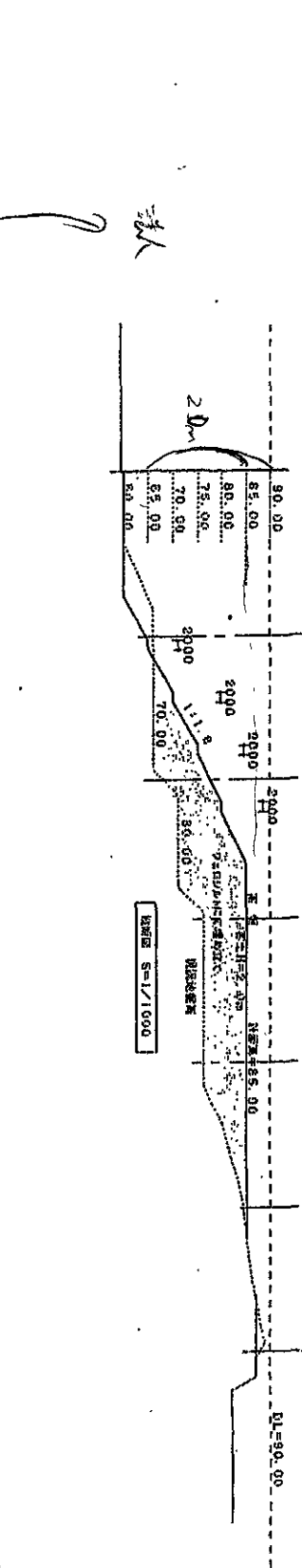
事業所 住 氏 名 電 話  
 住 氏 名 電 話  
 住所 氏 名 電 話  
 計画書作成者 氏 名 電 話

亀山市開発行為審査要綱第4条第1項の規定により、開発行為計画書を提出します。

開発場所	[Redacted]										
	区分	宅地	農地	山林	遊樂地	その他	合計	公簿	7619 m <sup>2</sup>	実測	10573 m <sup>2</sup>
開発区域の現況(公簿)	面積		2876	4659	84		7619 m <sup>2</sup>	所有面積	10489 m <sup>2</sup>	借地面積	
	比率		37.75	61.15	1.10		100.00%	未買収面積		その他	84 m <sup>2</sup>
開発面積	取得率 99.20%										
開発目的	本宅建設										
着手予定年 月 日	着手完了 平成14年12月 日										
設計業者	住所	[Redacted]									
	氏名 電話番号	[Redacted]									

開発区域の土地利用計画	区分	宅地	遊樂地	その他(茶畑)	合計
	面積			10573	10573 m <sup>2</sup>
計画区画数	比率			100	100%
	区画数	最大区画面積	最小区画面積	平均区画面積	
分譲年度計画	年度				
	区画数				
整備計画の内容					
公共・公益施設の整備計画	公共・公益施設の名称	位置(経緯・屋敷・道路)	敷地・費用	管理者	摘 要
供給施設計画	水道計画				
	消防水利計画				
	ガス供給計画				

图名	建成剖面断面图
比例尺	1/1000
图号	5
日期	2001/10/19
设计	
审核	
批准	



个人设计  
 尺物  
 空工  
 物工

用途開発に関する契約書

石原産業株式会社（以下甲という）と [redacted]（以下乙という）は甲の四日市工場で生産するフェロシルトの用途開発の一環として造成用改質土或いは路盤材として商品化を図ることを目的に、以下の通り開発委託契約を締結する。

第一条（目的）

フェロシルトを造成土或いは路盤材として用途開発するための改質試験、造成工事時の施工技術の確立及び市場開拓を図ることを目的とする。

第二条（基本原則）

- (1) 甲は、フェロシルトの土地造成材或いは路盤材としての用途開発を図るため、改質試験及び乙の指定する土地におけるフィールドテスト時の造成作業及び市場開拓を乙に委託する。
- (2) 乙は、本造成作業の具体的な工法については、甲、乙協議の上、甲の提供するフェロシルトの品質を考慮した工法を採用するものとする。
- (3) 甲はフィールドテストに必要なフェロシルトはテストの進捗に合わせ必要に応じて乙に提供するものとする。

第三条（市場開拓地域）

乙による市場開拓地域は中部地区を原則とする。

第四条（秘密保持）

甲及び乙は用途開発をするに当たり、相手方から知り得た情報及びフィールドテストの結果は厳に秘密を保持し、互いの承諾無しに第三者に開示、漏洩してはならない。

次の情報は、本条項の適用を受けないものとする。

- (1) 相手方から受領の時点で、すでに自己の所有であったもの。
- (2) 相手方から受領の時点で、すでに公知であり、本契約の違反なしに将来公知となるもの。
- (3) 正当な第三者から合法的に受領するもの

第五条（問題発生時の責任）

甲は乙が実施する用途開発に係るフィールドテストにおいて、法規制の範囲内でフェロシルトの品質に係る問題が発生した場合、甲の責任において解決することとする。

但し、乙がなしたフィールドテスト時の工事上の瑕疵を原因として問題が生じた場合には、乙の責任において解決するものとする。

いずれの場合も甲、乙はその対応について誠意をもって協議するものとする。

第六条（用途開発費用）

甲は用途開発に関し発生する費用として、別途覚書に定めた費用を乙に現金で支払うものとする。

第七条（用途開発期間）

本契約の有効期限は平成13年10月1日より平成14年3月31日とする。  
平成14年4月以降の用途開発試験等については、平成14年2月28日までに双

方協議、合意するものとする。

第四条の規定は、本契約の終了、満了後も更に6年間有効に存続するものとする。

第八条（信義則）

本契約に定めない事項、若しくは疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成13年10月1日

甲 三重県四日市市石原町1番地  
石原産  
常務執  
四日市市

乙